

企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月20日提出

令和6年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和6年2月20日
企画振興部

【予算関係】

市町村課	知事選挙費について	・・・	3
デジタル政策推進課	行政事務用パソコン整備事業について	・・・	5
	行政情報ネットワーク再構築事業について	・・・	6
	新財務会計システム構築事業について	・・・	8
調査統計課	令和6年度に実施する主な統計調査について	・・・	10
国際課	日本語教育環境整備推進事業について	・・・	14

【議案関係】

市町村課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について （議案第73号）	・・・	16
デジタル政策推進課	「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第74号）	・・・	19

知事選挙費について

市町村課

1 目的

令和7年4月に執行見込みの知事選挙に当たり、市町村に事務費を交付するとともに、投票用紙の印刷等を行い、適正かつ円滑な選挙の執行を図る。

2 内容

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行う投票所やポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

(2) 事務費（県執行分）

投票用紙や選挙公報の印刷等を行う。

3 予算額

269,681千円（ \ominus 269,681千円）

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

252,295千円

投票所、共通投票所、期日前投票所経費

134,173千円

ポスター掲示場費

46,290千円

選挙公報発送費等

16,412千円

事務費（人件費、通信費等）

55,420千円

(2) 事務費（県執行分）

17,386千円

投票用紙印刷費

6,500千円

選挙公報印刷費

6,030千円

その他事務費（人件費、旅費等）

4,856千円

【参考】年度別の主な経費内訳

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度（見込額）	計
選挙事務費市町村交付金 （市町村執行分）	投票所経費、ポスター掲示場費、 選挙公報発送費等、事務費	投・開票所経費、ポスター掲示場費、 選挙公報発送費等、事務費	
予 算 額	252,295	247,226	499,521
選挙公営・事務費 （県執行分）	投票用紙・選挙公報印刷費、 その他事務費	選挙公営費（自動車・ポスター等）、 選挙啓発費、その他事務費	
予 算 額	17,386	64,635	82,021
計	269,681	311,861	581,542

行政事務用パソコン整備事業について

デジタル政策推進課

1 目的

ペーパーレス化や業務効率化などの柔軟な働き方の実現を図るため、可搬型の行政事務用パソコン等の整備やコラボレーションツールの実証実験を行う。

2 内容

(1) 行政事務用パソコン等の更新

①一般職員用としてノート型パソコンを新たに借上げる（4, 570台）。

②会計年度任用職員等用として現行の一般職員用を再借上げする（1, 400台）。

※賃貸借期間：令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60か月：長期継続契約）

(2) コラボレーションツールの活用

①一部職員にコラボレーションツールを配付して実証実験を行う（600ライセンス）。

コラボレーションツール：複数の人が共同でプロジェクトやタスクを効果的に管理し、コミュニケーションを円滑に行うためのソフトウェア

3 予算額

279, 930千円（ \oplus 5, 744千円、 \ominus 274, 186千円）

\oplus ：公営企業会計適用組織からのシステム利用負担金

（ 使用料及び賃借料	277, 225千円
（ 需用費等	2, 705千円

※使用料及び賃借料の内訳

・行政事務用パソコン等の更新	211, 410千円
・コラボレーションツールの活用	20, 612千円
・現行の行政事務用パソコンの使用料等	45, 203千円

行政情報ネットワーク再構築事業について

デジタル政策推進課

1 目的

ペーパーレス化や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現を図るため、庁舎内の執務室等における行政情報ネットワーク接続の無線LAN環境を整備する。

また、行政情報ネットワークを構成する機器の更新等を行う。

2 内容

(1) 行政情報ネットワーク接続の無線LAN化対応

本庁舎、第二庁舎、秋田地方総合庁舎及び議会棟において行政情報ネットワーク接続の無線LAN化に向けた作業を行う。

(2) セキュリティ対策機器の更新

メーカーサポートが令和6年度中に終了するセキュリティ対策機器（スパムメール対策機器、リモート保守通信接続機器）の更新を行う。

(3) ネットワーク機器の保守

令和5年度に導入したネットワーク機器の保守を行う。

3 予算額

196,651千円 (⊕2,711千円、⊖193,940千円)

⊕：公営企業会計適用組織からのシステム利用負担金

(1) 行政情報ネットワーク接続の無線LAN化対応

187,271千円	(委託料	187,271千円)
	・作業費	164,629千円
	・機器管理費	22,642千円

(2) セキュリティ対策機器の更新

7,725千円	(委託料	7,725千円)
	・機器調達費	4,707千円
	・構築業務費	3,018千円
	(@70,400円×42.87人日)	

(3) ネットワーク機器の保守

1,655千円	(委託料	1,655千円)
	・機器管理費	1,655千円

新財務会計システム構築事業について

デジタル政策推進課

1 目的

行政事務の効率化やペーパーレス化を推進するため、新たな財務会計システムを構築する。

2 内容

(1) システム構築

新システムの要件定義、設計、製造、現行システムからのデータ移行等を行う。

新システムの概要

- ・職員の業務効率化を図るために、財務会計システムと予算編成システム等を統合する。
- ・テレワークやペーパーレス化を推進するために、電子決裁機能を追加する。
- ・事務ミスを防止するために、内部統制で行っている審査チェックを含めた各種チェック機能を充実する。

(2) 発注者工程管理等支援

新システムは要件が多岐にわたり、構築期間が複数年度となる難易度の高いプロジェクトであるため、県とシステム構築業者の間に立ち、プロジェクト管理、工程管理、課題管理、リスク管理等の発注者支援を行う。

3 予算額

(1) 継続費

総額：1, 771, 088千円 (⊖1, 771, 088千円)

年度：令和6年度～令和8年度

(千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	総額
システム構築	322,300	983,400	379,368	1,685,068
発注者工程管理等支援	34,760	24,860	26,400	86,020
合 計	357,060	1,008,260	405,768	1,771,088

(2) 当初予算額

357,060千円 (⊖357,060千円)

① システム構築 322,300千円 (委託料 322,300千円)
 ・要件定義及び基本設計 322,300千円
 (@70,400円×4,578.12人日)

② 発注者工程管理等支援 34,760千円 (委託料 34,760千円)

4 全体スケジュール

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
概要設計 (実施中)					
シ ス テ ム 構 築	プロジェクト立ち上げ				
	要件定義				
	基本設計				
	現有機能				
	新規機能				
	詳細設計、製造				
	現有機能				
	新規機能				
	運用保守設計				
	データ移行等				
システム利用					
				R9年1月開始▲	
発注者工程管理等支援					

令和6年度に実施する主な統計調査について

調査統計課

1 全国家計構造調査（全国家計構造調査費）

（1）目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。

（2）内容

- ・調査期間 令和6年10月～11月
- ・対象 県内全13市、八峰町、羽後町（計1,334世帯）
- ・項目 家計簿（日々の家計の収入、支出、預貯金の出し入れ等）
年収・貯蓄等（年間収入、預貯金などの金融資産、借入金等）
世帯（世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況、現住居以外の住宅・土地の保有状況等）
個人収支簿（18歳以上の世帯員の「個人的な収入」及び「個人的な支出」内訳等）
- ・結果の公表 家計収支に関する一部集計は、令和7年12月までに公表
その他の集計は、令和8年以降順次公表

（3）予算額

32,711千円（㊦32,696千円、⊖15千円）㊦：統計調査地方公共団体委託費

報酬	2,497千円
旅費、需用費等	2,801千円
負担金補助及び交付金	27,413千円

2 2025年農林業センサス（農林業センサス費）

（1）目的

我が国の農林業の生産構造・就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する基礎資料を整備する。

（2）内容

- ・基準日 令和7年2月1日
- ・対象 農林業経営体
- ・項目 経営形態、労働力、経営耕地面積、農作物の生産・販売状況等
- ・結果の公表 概要は、令和7年11月までに公表
詳細は、令和8年3月以降順次公表

（3）予算額

115,780千円（ 国 115,765千円、 \ominus 15千円） 国 ：統計調査地方公共団体委託費

報酬	584千円
旅費、需用費等	3,684千円
負担金補助及び交付金	111,512千円

【参考】

令和6年度に実施する統計調査

番号	名称	目的	基準日等	対象等	結果の活用方法
1	全国家計構造調査	家計の消費、所得、資産、負債を把握し、世帯の所得分布、消費水準等を明らかにする。	5年ごと 10～11月	県内全13市、八峰町、羽後町 1,334世帯	・国や地方公共団体における各種政策の企画・立案のための基礎資料
2	2025年 農林業センサス	農林業の生産構造、就業構造を明らかにし、農山村の実態を把握する。	5年ごと 2月1日	農林業経営体 (参考)2020年 29,467経営体	・農林行政上の基礎資料 ・地方交付税算定の基礎資料 ・大学等での研究分析の基礎資料
3	国勢調査 第3次試験調査	2025年国勢調査に先立ち、調査方法等を実地に検討し、調査実施事務の準備を行う。	5年ごと 6月19日	秋田市（10調査区）	・2025年国勢調査実施事務の参考
4	国勢調査 調査区設定	2025年国勢調査の実施に当たり、調査員の担当区域を明確にする。	5年ごと 10月1日	全市町村の基本単位区及び調査区	・調査結果の集計及び各種統計調査実施の際の基礎資料
5	経済センサス 基礎調査乙調査	国及び地方公共団体の全ての事業所の活動状態等を把握する。	毎年 6月1日 (経済センサス活動調査実施年を除く)	約2,000事業所	・各種統計調査実施のための母集団情報の整備
6	学校基本調査	学校数、学級数、児童数等の学校に関する基本的事項を把握する。	毎年 5月1日	小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校、各種学校 (約500校)	・学校教育行政上の基礎資料 ・地方交付税算定の基礎資料
7	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を把握する。	毎年 4～6月	小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども園(約150校)	・学校保健行政上の基礎資料
8	労働力調査	国民の就業及び不就業の状態を把握する。	毎月	約400世帯	・失業率算出 ・景気判断や雇用対策等の基礎資料

番号	名 称	目 的	基準日等	対 象 等	結果の活用方法
9	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金及び家賃の価格の変化を把握する。	毎 月	【動向編】 ・ 価格調査(秋田市、横手市の約310店舗) ・ 家賃調査(23事業所) 【構造編】 ・ 地域別価格差調査 (大館市、大仙市の8店舗)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料 ・ 消費者物価指数算定の基礎資料 ・ 経済政策等の基礎資料
10	家 計 調 査	二人以上の世帯及び単身世帯の家計収支の実態を把握する。	毎 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二人以上の世帯 秋田市(96)、大館市(24) ・ 単身世帯 秋田市(8)、大館市(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料 ・ 経済政策等の基礎資料
11	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を把握する。	毎 月	常用労働者数別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種(30人以上) 約340事業所 ・ 第2種(5～29人) 約240事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省における失業給付や休業補償の算定の基礎資料 ・ 秋田県景気動向指数や各種機関の賃金・労働時間等の動向把握
	特別調査		毎 年 7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用労働者1～4人 約420事業所 	
12	秋 田 県 県 民 経 済 計 算	県内の経済活動の状況を計量把握する。	毎 年 度	生産、分配、支出の三面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県経済の分析や諸施策の基礎資料
13	秋 田 県 市 町 村 民 経 済 計 算	市町村内の経済活動の状況を計量把握する。	毎 年 度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村経済の分析や諸施策の基礎資料
14	秋 田 県 景 気 動 向 指 数	各種経済指標に基づき県内景気の動向を把握する。	毎 月	県内景気動向に関連する23の指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内景気の状態について判断するための基礎資料
15	秋 田 県 鋳 工 業 生 産 指 数 作 成 調 査	本県の鋳工業の生産動向を把握する。	毎 月	鋳工業総合130品目を生産する主な事業所(約170事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県景気動向指数等各種景気動向分析の基礎資料
16	秋 田 県 年 齢 別 人 口 流 動 調 査	本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を把握する。	毎 月	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口対策等各種施策の基礎資料
17	秋 田 県 人 口 移 動 理 由 実 態 調 査	人口移動の理由について、実態を把握する。	毎 月	転出入者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口対策等各種施策の基礎資料

※ 国の委託調査：番号1～11
 県の単独調査：番号12～17

日本語教育環境整備推進事業について

国際課

1 目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴う企業の人手不足を背景に、在住外国人の増加が見込まれている。在住外国人が地域の一員として安全・安心に生活するためには日本語の習得が必要不可欠となることから、日本語教育環境の整備を推進する。

2 内容

(1) 秋田県地域日本語教育推進会議の開催

日本語教育の推進に関する取組を具体的に協議するため、各分野の専門家で構成する推進会議を開催する。

- ・開 催 年5回
- ・構成委員 11名（学識経験者、日本語教育機関、外国人受入企業、市町村、在住外国人等）

(2) 基本的方針の周知啓発活動

日本語教育環境の整備に向け、日本語教育関係者や県民の意識啓発及び理解促進を図るため、「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針（令和6年3月策定予定）」に関する説明会を各地域で開催する。

- ・対 象 者 市町村、教育関係者、企業、在住外国人、住民等

(3) 日本語指導者等に対する養成講座の開催

地域日本語教室の指導者や指導者となり得る人材を確保するため、日本語指導に求められる知識や技能の習得及び向上を図るための養成講座を開催する。

- ・委 託 先 秋田県国際交流協会
- ・開 催 年4回
- ・対 象 者 地域日本語教室の指導者、日本語教育に関心のある者

3 予算額

1, 597千円 (⊖1, 597千円)

(1) 秋田県地域日本語教育推進会議の開催	965千円	〔 報償費 旅費 会場使用料等	600千円 259千円 106千円
(2) 基本的方針の周知啓発活動	135千円	〔 報償費 旅費 会場使用料等	60千円 15千円 60千円
(3) 日本語指導者等に対する養成講座の開催	497千円	〔 委託料 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 会場使用料等	497千円 224千円 38千円 235千円

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第73号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、生活・安全安心パッケージに係る権限移譲対象事務に旅券法施行規則第7条第5項の規定による申請者の法定代理人として届出をされた者が当該申請者の法定代理人であることの確認等の事務を加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 権限移譲対象事務及び経由事務に係る対象市町村に建築基準法第97条の2第2項の建築副主事を置く市町村を加える。（別表第17及び別表第85関係）
- (2) 権限移譲対象事務に旅券法施行規則第7条第5項の規定による申請者の法定代理人として届出をされた者が当該申請者の法定代理人であることの確認及び当該確認のための書類の提示等の要求の事務を加える。（別表第72の3の2関係）
- (3) 経由事務に建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による既存の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理等の事務を加える。（別表第85関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

ただし、2（2）は令和6年7月1日

新		旧	
別表第十七(第四条関係)		別表第十七(第四条関係)	
権限移譲対象事務	一〇九略	権限移譲対象事務	一〇九略
対象市町村	対象市町村 建築基準法 (昭和二十 五年法律第 二百一十号) 第四条第一 項の建築主 事を置く市 及び同条第 二項若しく は同法第九 十七条の二 第一項の建 築主事又は 同条第二項 の建築副主 事を置く市 町村	対象市町村	対象市町村 建築基準法 (昭和二十 五年法律第 二百一十号) 第四条第一 項の建築主 事を置く市 及び同条第 二項若しく は同法第九 十七条の二 第一項の建 築主事を置 く市町村
別表第二十三(第六条関係)	権限移譲対象事務	別表第二十三(第六条関係)	権限移譲対象事務
対象市町村	対象市町村	対象市町村	対象市町村
備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く対象市町村にあつては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。		備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事を置く対象市町村にあつては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。	

別表第七十二の三の二(第十一条関係)		別表第七十二の三の二(第十一条関係)	
権限移譲対象事務	一〇三略	権限移譲対象事務	一〇三略
対象市町村	対象市町村 町村(福祉 事務所を設 置する町村 を除く。)	対象市町村	対象市町村 市町村
備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、児童福祉法第五十六条第三項の規定による本人等からの報告の徴収等(前号に掲げる徴収に係るものに限る。)		備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、児童福祉法第五十六条第四項の規定による本人等からの報告の徴収等(前号に掲げる徴収に係るものに限る。)	

別表第八十五(第十三条関係)		別表第八十五(第十三条関係)	
経由事務	一略	経由事務	一略
対象市町村	対象市町村(建 築基準法第 四条第一項 の建築主事 を置く市及 び同条第二 項若しくは 同法第九十 七条の二第 一項の建築	対象市町村	対象市町村(建 築基準法第 四条第一項 の建築主事 を置く市及 び同条第二 項又は同法 第九十七 七条の二第 一項の建築
備考 省令第十一条第四項の規定による出頭した者の身分上の確認及び当該確認のための書類等の提示等の要求(第八号に掲げる一般旅券の交付に係るものに限る。)		備考 省令第十一条第四項の規定による出頭した者の身分上の確認及び当該確認のための書類等の提示等の要求(第八号に掲げる一般旅券の交付に係るものに限る。)	

二略	<p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 建築基準法施行令第三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p> <p>(三) 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p> <p>(四) 略</p>	<p>主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村を除く。</p> <p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村</p>
<p>三〇二十五 略</p> <p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 建築基準法施行令第三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p> <p>(三) 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請の受理</p> <p>(四) 略</p>	<p>略</p> <p>市町村（法第四条第一項の建築主事を置く市及び同条第二項若しくは同法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村を除く。）</p>	

二略	<p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p>	<p>主事を置く市町村を除く。</p> <p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事を置く市町村</p>
<p>三〇二十五 略</p> <p>二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p>	<p>略</p> <p>市町村（法第四条第一項の建築主事を置く市及び同条第二項若しくは同法第九十七条の第二項の建築主事を置く市町村を除く。）</p>	

<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四、(五)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(六)、(七)、(八)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四から(五)まで、(六)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(七)、(八)、(九)(同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(十)、(十一)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(十二)、(十三)、(十四)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村（建築審査会を設置する市町村を除く。）</p>
<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四、(五)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(六)、(七)、(八)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村（建築審査会を設置する市町村に限る。）</p>	

<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四、(五)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(六)、(七)、(八)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四から(五)まで、(六)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(七)、(八)、(九)(同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(十)、(十一)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(十二)、(十三)、(十四)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村（建築審査会を設置する市町村を除く。）</p>
<p>二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び四から(五)までに掲げるもの(同号(一)、四、(五)(同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。)、(六)、(七)、(八)(同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。))及び(四)から(五)までに掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>建築基準法第九十七条の第二項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く市町村（建築審査会を設置する市町村に限る。）</p>	

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第74号）

デジタル政策推進課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 第3条第1項及び第3項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。（第3条関係）
- (2) 第3条第3項中「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。（第3条関係）

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4 略</p>